

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	4 - 7
法令名	高圧ガス保安法		根拠条項	20-1 ただし書	
許認可等	完成検査機関の指定				
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)            (完成検査)</p> <p>第20条 第5条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第1種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。</p> <p>[参考]            (指定等)</p> <p>第58条の18 第20条第1項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第58条の19 次の各号の一に該当する者は、第20条第1項ただし書の指定を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</li> <li>二 第58条の30の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</li> <li>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの</li> </ul> <p>(指定の基準)</p> <p>第58条の20 経済産業大臣は、第20条第1項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。</li> <li>二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</li> <li>三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</li> <li>四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</li> <li>六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</li> </ul> <p>高圧ガス保安法に基づく指定試験検査機関等に関する省令(平成9年3月24日通商産業省令第23号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第13条(指定完成検査機関に係る指定の区分)</li> <li>第14条(指定完成検査機関に係る指定の申請)</li> <li>第15条(完成検査に係る検査設備)</li> <li>第16条(完成検査を実施する者に係る要件)</li> </ul>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	消防防災安全課	検索番号	4 - 7
法令名	高圧ガス保安法		根拠条項	20-1 ただし書
許認可等	完成検査機関の指定			
	第17条(完成検査員の数等)			
	第18条(指定完成検査機関に係る構成員の構成)			
	高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について(平成12年12月22日付平成12・09・20立局第3号)			
	指定完成検査機関の指定要領			